

京都市岩倉長谷土地区画整理組合が施行する京都市岩倉長谷地区土地区画整理事業の事業計画の変更を、土地区画整理法第39条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により公衆の縦覧に供しますので、同法施行令第3条の規定により次のとおり公告します。

なお、当事業計画について意見のある利害関係者は、平成20年5月8日まで意見書を提出することができます。

平成20年4月11日

京都市長 門川 大作

- 1 縦覧期間 平成20年4月11日から同年4月24日まで  
(期間内の土曜日及び日曜日を除く。)
- 2 縦覧時間 午前8時45分から午後5時30分まで
- 3 縦覧場所 京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435番地  
京都御池第一生命ビル3階  
京都市建設局都市整備部市街地整備課

(建設局都市整備部市街地整備課)